

事 務 連 絡
令和 4 年 7 月 29 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

都道府県への抗原定性検査キットの配布について（その2）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

外来医療のひっ迫に備え、「発熱外来における抗原定性検査キットの配布等について」（令和4年7月21日付け事務連絡）において、薬事承認された抗原定性検査キットを重症化リスクの低いと考えられる有症状者に対し、診療・検査医療機関（いわゆる発熱外来）において、受診に代えて配布する体制の整備等を要請しました。

初めてこうした体制整備を要請した中で、現下の急速な感染拡大による抗原定性検査キット需要の急速な増大、購入の事務手続き等を理由として、抗原定性検査キットの調達に一定の時間を要する都道府県等があることに鑑み、本体制の迅速な整備のため、「都道府県への抗原定性検査キットの配布について」（令和4年7月25日付け事務連絡）により、厚生労働省から都道府県に対して抗原定性検査キットを一定数配布することとしたところです。

この措置は特例的に実施するものであり、継続的に行うものではありませんが、現下の状況に鑑み、今般、追加で厚生労働省から都道府県に対して抗原定性検査キットを一定数配布することとしましたので、都道府県におかれましては、下記のとおり、御報告をお願いいたします。

なお、国から都道府県に配布するキットについては、「発熱外来等での抗原定性検査キットの配布及び都道府県への抗原定性検査キットの配布に関する質疑応答集について（vol. 4）」（令和4年7月29日付け事務連絡）の問6のとおり「～医療機関に診療用として緊急的に供与することは差し支えありません（略）」としているところです。

記

第1 抗原定性検査キットの配布について

「都道府県への抗原定性検査キットの配布について（令和4年7月25日付け事務連絡）」第1をご参照ください。

ただし、第1の（2）都道府県に配布する抗原定性検査キットの数について、前回は各都道府県における診療・検査医療機関及び地域外来検査センターの数を踏まえて上限を設定し

ておりましたが、今回は、各都道府県の直近1か月の新規陽性者数を踏まえて上限を設定しました。

また、今回の配布においては、各都道府県に対し、前回と同様の「クリニテスト COVID-19 抗原迅速テスト」（製造販売元：シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス（株））又は「SARS-CoV-2 ラピッド抗原テスト」（製造販売元：ロシュ・ダイアグノスティクス（株））のいずれか1種類を配布することとしております。（配分の都合上、種類の希望を承ることはできず、厚生労働省において調整させていただくことをご了承ください。）

別添に、都道府県ごとに、それぞれの種類を配布する場合における配布可能カートン数の上限をお示ししておりますので、それぞれの場合における希望カートン数をご報告ください（※）。どちらのキットが配布されるかについては、配送日のご相談の際に個別にご連絡します。

（※）実際に配布するのは都道府県ごとにいずれか1種類ですが、厚生労働省における調整の都合上、両方の場合をお伺いするものです。

また、以下に、製品の情報をお示ししますので、保管場所等についてご検討いただいたうえで、納入希望場所をご報告ください。

○「クリニテスト COVID-19 抗原迅速テスト」（製造販売元：シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社）

添付文書：

https://www.info.pmda.go.jp/downfiles/ivd/PDF/341508_30400EZX00015000_A_01_01.pdf

- ・1箱の入り数が検査回数として5テスト分であり、1カートン当たり190箱が入った状態で配送されます（1カートン当たり950テスト分）。
- ・保管・配送にあたっては2～30℃の温度管理を必要とします。
- ・1カートンの大きさ及び重量は690mm×420mm×390mm、14.5kg（8段まで積み上げて保管可。）

○「SARS-CoV-2 ラピッド抗原テスト」（製造販売元：ロシュ・ダイアグノスティクス（株））

添付文書：

https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/ivdDetail/ResultDataSetPDF/700025_30300EZX00011000_B_02_05

- ・1箱の入り数が検査回数として25テスト分であり、1カートン当たり18箱が入った状態で配送されます（1カートン当たり450テスト分）。
- ・保管・配送にあたっては2～30℃の温度管理を必要とします。
- ・1カートンの大きさ及び重量は385mm×608mm×440mm、9.5kgです（4段まで積み上げて保管可）。

第2 報告を求めたい事項

都道府県におかれましては、管内の保健所設置市及び特別区と調整し、管内の保健所設置市及び特別区分をとりまとめた上で（※1）、8月1日（月）15時まで（※2）に、別添様式に記載の上報告をお願いいたします。

提出先：corona-kensahan@mhlw.go.jp

（※1）国から都道府県に配布するものなので、管内保健所設置市及び特別区との調整に時間を要する場合は、迅速性を優先し都道府県の責任のもとで報告をお願いします。

（※2）「都道府県への抗原定性検査キットの配布について」（令和4年7月25日付け事務連絡）に対応中につき、回答が間に合わないといった個別の事情がある場合は、御相談ください。

- ① 都道府県（管内の保健所設置市、特別区分を含む）ごとの抗原定性検査キットの配布希望数（カートン単位、クリニテスト COVID-19 抗原迅速テストの場合と SARS-CoV-2 ラピッド抗原テストの場合それぞれの希望数）
- ② 納入希望場所
- ③ 配送業者に伝える都道府県担当者の連絡先（都道府県担当者氏名、役職、電話番号、メールアドレス）

（※）都道府県からの配布先、配送方法、配布個数等について、近日中に報告を依頼いたしますので、ご注意ください。

第3 配送状況を厚労省ホームページで公表することについて

国から都道府県への配送状況に関する問い合わせが多いため、来週以降、国から都道府県への配送状況について、以下のようなイメージで公表し、定期的に更新することとしますので、ご承知おきください。

（公表イメージ）

都道府県名	国からの配送状況 （○は全部配送済、△は一部配送済）
□□県	○
△△県	△
●●県	

※配送状況が空欄のところは、都道府県の受入体制が整い次第、配送します。

以上